

事 務 連 絡

令和2年4月21日

浜田市内 社会福祉法人 御中

浜田市健康福祉部地域福祉課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

平素より、本市の健康福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

厚生労働省から表題のとおり、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組について、感染者が発生した場合の留意事項も含め再度整理されていますので、改めて参照頂き、適切に対応していただくようお願いします。

また、社会福祉施設等への面会等については原則制限されておられると存じます。添付資料の別紙記載のとおり、テレビ電話等の工夫を検討いただきますよう合わせてお願いいたします。

記

1 送付資料

(1) 令和2年4月7日付事務連絡

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」
(厚生労働省通知)

※なお、送付資料については電子メールに添付し送付いたします。

以上

浜田市 地域福祉課 地域福祉係 電話：25-9300（直通） 担当：重田・河野・長見
--